会 議 録

会議名(審議会等名)					第7回小金井市男女平等推進審議会(平成24年度第5回)
事 務 局				局	企画財政部企画政策課男女共同参画室
	開作	崔	日	時	平成24年10月22日(月) 午後2時~午後4時15分
	開作	崔	場	所	市民会館萌え木ホールA会議室
				員	井上惠美子委員(会長)、佐藤宮子委員(副会長)
出	委	<u> </u>			伊藤智代子委員、加藤由喜枝委員、中澤智恵委員
					加藤春恵子委員、佐野哲也委員
席			務	局	企画政策課長高橋啓之
者	事				企画政策課長補佐(男女共同参画担当) 松井玉恵
					企画政策課男女共同参画室主任 岩佐健一郎
					コンサルタント会社研究員
欠 席 者					新井利夫委員、加藤りつ子委員、原忍委員
傍聴の可否					可· 一部不可 · 不可
傍 聴 者				者	なし
会 議 次 第				第	別紙のとおり
会議に結果				果	別紙会議録のとおり
3	提片	Ц	資	料	別紙のとおり

第7回小金井市男女平等推進審議会

平成24年10月22日(月)

【井上会長】 それでは、時間になりましたので、始めさせていただきます。本日は、 委員3人がご欠席と連絡をいただいております。委員10人のうち半数の5人以上の出席 があれば会議の定足数に達していますので、まず確認させていただきます。

本日は、第4次男女共同参画行動計画(素案)の確認と、パブリックコメント及び市民 懇談会の実施についての2つが議題となりますので、よろしくお願いいたします。

配布資料は、資料1として小金井市第4次男女共同参画行動計画(素案)(パブリックコメント案)、資料2としてパブリックコメント説明資料、資料3としてパブリックコメント及び市民懇談会の概要についての3点です。

それでは事務局から資料の説明をお願いします。

【事務局(松井)】 それでは、資料についてご説明させていただきます。

まず、前回の審議会から変更した部分を中心にご説明させていただきます。変更点については、事前に正副会長にご確認いただき、ご了解をいただいております。

資料1でございますが、パブリックコメントの際、市民へ配付するものを前提に作成しております。したがって、前回の審議会の資料で記載したもののうち、議論の対象とならない部分は資料から削除させていただいております。具体的に申し上げますと、表紙の裏の男女平等都市宣言文、目次のページの一番下に資料編という記載がございましたが、今回のパブリックコメント案からは削除しております。なお、これらにつきましては、市が計画策定する際は入れることを前提に予定しておりますので、申し添えます。

前回の審議会で検討済みの計画名称、基本理念、それから、基本目標Ⅲのタイトルの変更については該当ページに反映済みでございます。これに伴い、(仮)とか、(仮称)とつけていた表現は削除をさせていただいております。前回の審議会提出資料から今回にかけて修正した部分につきましては、修正点をわかりやすくするためにアンダーラインを引いております。なお、パブリックコメント実施の際はアンダーラインは除いて公表いたしますことを申し添えます。前回審議会の資料で、グラフ、表などについてはタイトルのみ表示しておりましたが、データを反映した形でご提出しております。今回の資料に反映し

ているデータにつきましては、これまでの審議会の中で参考資料として提示させていただいている内容と同じものになります。

それでは、具体的な修正内容についてご説明させていただきます。前回の審議会で加藤 (春)委員から、各論の基本目標 I に記載した法制度などの整備に関する説明の記述と、 総論の男女共同参画に関わる動向の世界・国の動きのページの一部を変更してはどうかと いうことで、事務局に修正案をお寄せいただいて、正副会長にご検討いただくことになっ ておりました。

具体的な修正についてご説明します。 4ページ、世界・国の動きの1行目の一番最後の部分ですが、前回は「男女平等の理念がうたわれて」となっていたところを「掲げられて」に変更いたしました。次に、5ページ、1行目、「こうした国際的な動きに合わせ」となっていたところを「の中で」に変更いたしました。同じく3行目、「女子差別撤廃条約の批准をはじめ」となっていたところを「に続いて」に変更いたしました。また、4行目、「同法第9条で地方公共団体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど」という文章を追加いたしました。これらは加藤(春)委員からの指摘を検討して反映した内容でございます。 4行目の同法第9条の記述でございますが、加藤(春)委員からご提案をいただいた文章があり、その部分から引用して反映したものでございます。

加藤(春)委員からご提案いただいたのは、6ページの小金井の動きの一番最後に追加するという形でご提案いただきました。口頭ではございますが、読み上げさせていただきます。「これらの取り組みは、本市独自の展開であるとともに、平成11年(1999年)に成立した男女共同参画社会基本法第9条に定められた地方公共団体の責務を果たすものでもあります。小金井市は、内発的な男女平等の精神を受け継ぎ、女子差別撤廃条約の批准、男女共同参画社会基本法の成立に伴って課せられた責務をより十全に果たすべく努力を重ねていきます。」とご提案いただきました。前段は男女共同参画社会基本法第9条のことですので、これは歴史の記述の中の世界・国の動きとして先ほどご紹介した5ページの4行目に追加をさせていただきました。後段は2ページの計画策定の趣旨の文章の内容と重複している部分がございますので、このように読みかえて整理をさせていただいております。

このほか、加藤(春)委員からは、参考意見として、3ページの計画の位置づけ、計画の性格について、統合したらどうかというご提案がございましたが、市の本計画の位置づ

けは、男女平等基本条例を根拠といたしまして、上位計画である第4次基本構想・前期基本計画の個別計画とのスタンスであり、法律の記載は、背景としてとらえておりますので、変更していません。

次に、6ページの下から2行目、前回は「平成24年」となっていたところ、現在のスケジュールから考えますと答申をいただく時期が「平成25年」に入る可能性が高いので、変更させていただいております。

次に7ページ、◆印3つ目のDV相談緊急連絡先広報カード作成・配布開始の1行目に ※3として、脚注の印を入れさせていただいておりますが、ドメスティック・バイオレン スとデートDVに関する脚注を7ページ、8ページのこの位置に変更させていただいてお ります。

次に9ページ、市民参加による推進事例でございます。前回、市民参加による動きはこれ以外にもあるのではないかというようなご意見もございましたので、タイトルにつきましては、事例という文言を追加させていただいております。また、◆印3つ目、前回は「小金井女性史の編纂」という文言でございましたが、編纂された市民団体の代表の方と調整しましたところ、正式なタイトルが入るのであれば、そちらの方が望ましいというご意見がございましたので、『「聞き書き集 小金井の女性たち」編纂への支援』に変更させていただいております。

続きまして、各論の説明に入らせていただきます。 16ページの●印の2つ目、加藤 (春) 委員からのご提案で、前回は「国連が提唱した国際婦人年を契機に」となっていた ところ「女子差別撤廃条約の批准を契機に」変更させていただきました。

次に24ページの●印3つ目、グラフのタイトルを変更いたしましたので、申し添えます。

次に31ページ、前回の審議会で、「ひとり親家庭」の後に「等」を入れられないかというようなご意見がございました。担当課に確認をいたしましたところ、18歳を超えた子供のいる母子寡婦に対しても支援をしており、差し支えないということでしたので、「等」を追加いたしました。

次に32ページの上から7行目「定年退職を機に積極的に地域で活躍できる場を求めて 戻ってくる場合など」とありますが、前回は「高齢者」という文言があり、表現は好まし くないというご指摘をいただきましたので、「場合など」と変更させていただいておりま す。 ご説明は以上でございます。

【井上会長】 ありがとうございました。では、何かお気づきの点ありましたら、よろ しくお願いいたします。

【加藤(春)委員】 3ページの第2節計画の位置づけと、第3節計画の性格が、別々に分けられておりますが、違いがわかりにくく感じますので、この2つを計画の位置づけという章の中で小金井の中での位置づけと法律上の位置づけの整合性を図ってまとめて書いたほうがわかりやすいと思いますが、分けられた目的と違いを教えていただければと思いました。

【事務局(松井)】 位置づけと性格を分けた理由でございますけれども、位置づけにつきましては、市の計画としましては、男女平等基本条例を基本としており、本条例第10条に策定が明文化された行動計画であるという形で策定を予定しております。また、市の最上位計画である第4次基本構想・前期基本計画の下の個別計画という位置づけでございます。この2つが最も大事な策定の根拠でございますので、計画の位置づけとして記載させていただきました。一方で国の法律ですが、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画の策定は努力義務であり、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項に基づく市町村基本計画ついても努力義務とされております。本市では既に策定している背景がございますが、性格として記載させていただきました。

【加藤(春)委員】 いずれにしても国の中で位置づけられた法律があり、行動計画なり、プランの中に位置づけるようにという努力義務ですので、どちらも位置づけでいいのではないでしょうか。第3次行動計画では全く出てこなかった位置づけと性格を分け、そして、位置づけは小金井市での位置づけについてで、性格には国の中での位置づけを表現しており非常にわかりにくいと思います。また、性格の◆印2つ目の最後に、「とします。」という表現がありますが、少し違和感があります。

【井上会長】 第3次行動計画では、計画の性格の項目に位置づけも含めてありますね。

【加藤(春)委員】 そうですね。今回は、計画の位置づけと計画の性格とが分けられていて、位置づけに小金井市についてのことが記載されており、性格に国の関係のことを記載したというご趣旨があると思うので、そこを確認させていただきたいと思います。

【事務局(松井)】 第3次行動計画策定のタイミングと同じタイミングで条例が制定

されました。そこで初めて行動計画の位置づけが小金井市として明確化されたという経過があります。そのため第4次行動計画からは、条例に明文化されて策定される初めての計画でございますので、その意味で今回、位置づけとしてはっきり打ちだしています。

【加藤(春)委員】 位置づけは、計画を策定する自治体についてのことをあらわし、 性格は国の法の中での位置づけをあらわすという慣例があるのですか。

【事務局(松井)】 男女共同参画の計画は、法律にも努力義務に明記されている部分もあって、ほかの計画とは少し位置づけが違う部分もありますので、必ずしも同様に比較することができませんが、市としては、明文化されて、きちんとした位置づけ、背景を持っているのが男女平等基本条例でございますので、事務局としては、条例に重きを置いているということでご提案させていただいております。

【加藤(春)委員】 そうすると、国についてもちろん尊重しているんだけど、位置づけとして、男女平等基本条例を大事にしているという意味ですね。

【事務局(松井)】 さようでございます。

【加藤(春)委員】 わかりました。文章の中で「とします。」というのは、どういう 意味合いがあるのでしょうか。やらなきゃならないんだ、実行するんだという意見で「と します。」としたのであれば理解できますけど、一般の市民が読んだときに少しわかりに くいです。

【事務局(松井)】 市町村計画は策定義務ではなく、あくまで努力義務ということで、「です。」と言い切る形よりは「とします。」とした方が自然かと思い、今回は「とします。」という表現をご提案させていただいております。

【加藤(春)委員】 受け身ではなく、市として主体的に計画策定するんだという意味ですね。

お役所の方がおわかりになるということであれば問題ないのですが、少し不自然な文章 かなと思いました。

【井上会長】 第2節のところも第2節は小金井の中できちんと位置づけがあるんだということを明確にするということならば、例えば「小金井市における」とか、入れたほうがわかりやすいですかね。これで決定的に何か大きなことが変わるということでなければ、このままでもいいと思いますが、いかがでしょうか。

【加藤(春)委員】 大きなことが変わるということではないと思うんですけれども、 少しわかりにくかったということを確認させていただいたということです。事務局でこの 文章で問題ないということであれば、これ以上は結構です。

それから、5ページのところで、私がこの前意見を申し上げました趣旨は、国際婦人年がきっかけとなったという理解ではなくて、そこではっきりと条約を制定した、それに日本が批准するという形で参加して何をやったのかということが我々のやろうとしていることの背景にあるのだということを明確にしたいということであったわけです。ただ、1985年から99年までの間に大切なことがあったわけなのに、私の方で「女子差別撤廃条約の批准に続いて」という表現を使ってしまったために、少し不自然な文章になってしまったと気づきました。昭和60年(1985年)の男女雇用機会均等法の成立と女子差別撤廃条約の批准は、歴史的事実があるわけですから、そこは一くくりにできればと思います。それから、平成3年(1991年)の育児休業法の成立を経て、平成11年の男女共同参画社会基本法が成立としないと、歴史の重要な時期を落としてしまうことになっては困りますので、男女雇用機会均等法と育児休業法については加えておくべきかと考えました。

【井上会長】 この点はいかがでしょうか。よろしいですか。それでは、それ以外の点でいかがでしょうか。

【加藤(春)委員】 それから、6ページの小金井市の動きについてですが、ただ紹介するということだけではなくて、決意というものを示していく文章としてあるべきだというふうに思いました。ただし、これに関しては正副会長で確認していただいていますので、このままでも結構だと思います。「本計画を策定しています」という、これはここの後にまた何か策定中の文章がつくという意味ですか。

【事務局(松井)】 事務局としては、つけ加えることは考えておりません。事実を記すというページ構成であると考えて作成しております。

【加藤(春)委員】 こういうことをやっていますよというアナウンスメントだけになるわけですね。

【井上会長】 加藤(春)委員から、「小金井市は内発的な男女平等の精神を受け継ぎ、女子差別撤廃条約の批准、男女共同参画社会基本法の成立に伴って課せられた責務をより十全に果たすべく努力を重ねていきます。」という文章をいただいていて、ある意味、今後の決意も含めてという文章ですので、そういうものをここに入れたらどうだろうかとの提案ですね。

【加藤(春)委員】 何のために記すかということですが、小金井市内のこと、国際及

び国というレベルに関してもつけ加えることがあるのではないかとか、そういう話をしてきたんだと思うんですが、そもそも目的のところで余り議論してこなかったですね。佐藤副会長が提案された年表もつける必要はあると思うのですが、やはり趣旨がはっきりしないと、この当時のことをご存じない方がご覧になったとき、なぜこんなことを読まされるのだろうということで終わってしまうのではないかと懸念するわけです。イギリスで、ある組織の話を聞いていますと、よくワンス・アポン・ア・タイムというふうな言われ方をして、歴史を知っている方が知らない人に対して、ていねいに背景を語り出されることがあるわけです。時間がたてばたつほど、歴史を押さえて、端的かつ明確にわかっていただけるような文章にしなければと思います。

【佐藤副会長】 今、加藤(春)委員から昭和60年の男女雇用機会均等法と平成3年の育児休業法はこの本文中に入れたほうがいいという意見ですが、DV法はどうですか。 改正の部分は入っていますけれども。

【加藤(春)委員】 年表に入れるならまだしも、DV法や介護法の成立まで文章に入れるのは限界があると思います。私がバランスが悪いというふうに思いましたのは、世界の動きのところではかなり細かいところも入っていますが、国のところは少し抜けている部分があったので、それでいいのだろうかと提案させていただいたところです。

【加藤(由)委員】 男女雇用機会均等法の成立のときは、働いている現場でいろいろと動きがありました。会社の給与体系も改定されたり、非常に大きな改定が各社であったと思います。 育児休業法についてもかなりの女性が、仕事を続けようかと機運が高まったきっかけになったと思いますので、この2つの法律はつけ加えた方がいいと思います。

【加藤(春)委員】 それをやらなければ日本は国際社会に参加できなかったわけです よね。確かに改正されて初めて実効性が出たわけだけれども、法律を成立させるのに大変 な働きかけがあったわけですから、やはり入れたほうがいいと思います。

【井上会長】 男女雇用機会均等法と育児休業法を入れるというのは先ほど確認して、入れることに決まったわけですね。現在、加藤(春)委員から出ているのは、第5節の男女共同参画に関わる動きの部分で、歴史的な位置づけが不明確なまま書かれているので、何のためのものなのか、事態がわかりにくくなるということで言ってくださっていると思います。そうすると、2ページの第1章第1節計画策定の趣旨の文章中に、もう一文加えるか、小金井市の6ページの小金井の動きに加えるか、どうするとわかりやすくなるかということと、計画自体が何のためにあるかがさらに明確になる方向で調整できればと思い

ますが、いかがですか。

【加藤(春)委員】 今回議論してきてはっきりしてきたことは、小金井は非常に自発的な内発的な動きがあったということですね。それに法律的な裏づけがついてきたことがしっかりと市役所の中で共有されないと、市民参加の動きの中で、市民の方が発言してくださることが、男女共同参画の趣旨とずれている場合に市の方でチェックをかけていただくということができないわけですね。

【佐藤副会長】 確かに小金井市は市民の内発的な動きに頼ってきた歴史がありますが、私はその市民のエンパワーメントが下がってきているように感じています。行政の施策として、それを推進するというものがあるべきだと思うんですね。条例があるからなくなることはないと思うんですが、それが行政の責務だと思います。ただ、それをどのように、どちらに文章化しておくのかというのは、どのような形がいいのでしょうかね。

【加藤(春)委員】 6ページの最後で、「本計画を策定しています」となっています。その後に、「これらの取り組みは本市独自の展開であるとともに、平成11年(1999年)に成立した男女共同参画基本法第9条に定められた地方公共団体の責務を果たすものでもあります。小金井市は、内発的な男女平等の精神を受け継ぎ、女子差別撤廃条約の批准、男女共同参画基本法の成立に伴って課せられた責務をより十全に果たすべく努力を重ねていきます。」と両方を受けるんだという方向性を明示する形の文案をお出ししているところですが、いかがでしょうか。

【中澤委員】 ただ単に経過報告みたいな形ではなくて、歴史的な流れの位置づけをはっきりさせるという意味で、重複しない文案で調整して、第5節の締めの部分に入れていただくのがよろしいかなと思いました。

【井上会長】 入れるのは2ページじゃなくて、6ページでいいですか。

【中澤委員】 はい。第1章では、まずはじめに計画策定の趣旨があって、計画の位置づけ、性格があって、期間があって、それを少し経過を追って見てきて、最後に男女共同参画に関わる動向で締めのような感じになるかと思います。その後は、取り組みや事例の説明になりますので、第5節の最後の部分に入れることで、第1章全体が締まるような感じがします。いかがでしょう。

【加藤(春)委員】 私は以前の新井委員のご発言が非常に印象に残っていて、やるんだという決意を文章化していただけたらと思います。

【井上会長】 加藤(春)委員からご提案のあった文章の中の「内発的な男女平等の精

神」を読んだとき、意味がわからなかったのですが、先ほどのご説明を伺ってなるほどと 思いました。

【加藤(春)委員】 これは社会学の言葉をそのまま持ってきていますので、もっとわかりやすい表現にしていただければと思います。

【井上会長】 市民の中から出てきてということですか。

【加藤(春)委員】 自分たちの中で思っていたことが表現されて、運動体をつくっていかれたわけですね。それを市が受ける形になって、法律や条例と形になってきていると思います。

【佐藤副会長】 そうすると、この5ページ4行目の下線を引いてある同法9条からは じまる部分は、6ページに移して、決意を入れるとする方向になりますかね。

【加藤(春)委員】 5ページについては、法律から細かい文章を入れていただいたんです。今回はそれこそ位置づけの部分だけを入れているわけです。地方公共団体の責務という文章は、コンパクトですので、両方にあっても重ならないと私は思っています。

【佐藤副会長】 6ページに決意の部分を入れるのであれば、この5ページ4行目の文章は入れないほうがかえってすっきりと読めるのかなと思ったもので、両方入れてもいいとは思います。

【井上会長】 5ページ3行目の男女共同参画社会基本法は、地方公共団体に責任を課している根拠法にもなっています。とても大きな意味があると思うんですね。例えば「同法第9条で」だけなくして、「男女共同参画社会基本法が成立し、地方公共団体に男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施の責務を課すなど」としたらいいかなと思います。重複にもならないですよね。

【加藤(春)委員】 なるべくコンパクトにしていただくというのは賛成です。コンパクトにわかりやすく受け継がれるようにしていただければということです。

前回の審議会で加藤(り)委員のご発言に対して、それは当たり前のことをやっているだけだから、公民館のことは書かなくてもいいでしょうと発言してしまったんですね。今回、先進事例ということになったので、公民館のことを書かなくてもいいと思うのですが、もし入れるならばという文案をつくってみました。9ページになりますが、「聞き書き集」の前に、「公民館企画実行委員の活動」というタイトルを入れて、「小金井市では、市民の中から企画実行委員を募集して、講座企画への参画を求めています。男女共同参画に関する講座についても活発な参画が行われています。」というような形で、一文入

れるのはいいかなと思います。ページ数のところでひっかかっちゃうかもしれませんけれ ども、バランスをとるという意味では、加藤(り)委員がおっしゃったことも、それか ら、佐藤副会長が、企画実行委員制度があること自体が小金井の特徴なんだというご発言 があったと思いますので、1つの案です。

【佐藤副会長】 さっきのところ議論は済んだということでいいですか。

【中澤委員】 文案を詰めていると最後までいかないかなと思ったので、細かい文案は 事務局で検討されて、正副会長にお任せしてもよろしいかと思います。

【井上会長】 そうしましたら、6ページに締めの文章を入れる、そして、そこに、市 民たちの中から出てきた動きがあったということと、それの後から裏づけになっていくよ うな国の施策等々、そういうものが両方共鳴し合っていて、今後も進めていくんだという 文章を、加藤(春)委員から以前いただいたものをもとに少し整理して入れていくという ことにします。

次にご提案いただいたのは9ページのところです。ピックアップする1つの事例として「公民館企画実行委員」についても入れたほうがバランスがいいというご提案です。どうでしょうか。こがねいパレット、かたらい、聞き書き集、男女平等推進審議会も、男女共同参画室の事業として、直接かかわっているものですよね。そういうものだけにするならば、公民館の実行委員は外れるでしょうし、やはり欠かせないということならば入れたほうがいいということになるかもしれないし、いかがなものでしょうか。

【佐藤副会長】 会長がおっしゃったように、企画政策課男女共同参画室の施策に関することだけをここではまとめるということからすると、確かに市民参加で男女共同参画的なことをやった内容ではあるんだけれども、ちょっと合わないかと思います。加藤(り)委員がこの「聞き書き集」のところを、女性史編纂じゃなくておっしゃったのは、ちゃんとした女性史作成を計画の中に入れてほしいという思いがあったようなんですね。女性史作成を入れるには第4次行動計画期間の4年間では難しいのではということだったので、例えば小金井市女性史編纂の検討については計画に入らなくても、市民の自主的な活動への支援があったことを記すことで、むしろ趣旨は残るのかなとは思うんですね。バランスが崩れるということに関しては、それほど考慮されなくてもいいんじゃないかというふうに思います。

【加藤(春)委員】 女性たちがこのように頑張ってきましたよという歴史的な記述を するためにやっているわけじゃないですよね。バランスを考えたというのは、頑張ってく ださった先輩方のお顔が見えるものですから、少し引きずられたとは思いました。何のために書いているのかといったことをよく考えてみると、今、佐藤副会長がおっしゃったことも考えてみると、聞き書き集の記述も含めて、削るということもあり得るかもしれない。

【伊藤委員】 公民館企画実行委員について、推進事例の1つに入れるかどうかですが、公民館企画実行委員会自体は、さまざまものを扱っていて、そもそも男女共同参画から発生したものではないので、入れないほうがいいんじゃないかなというのが私の意見です。「聞き書き集」の編纂に関しても、これは市に支援していただいたもので、男女共同参画室の依頼でつくったわけではなくて、市民が自主的に必要性を感じてつくり上げていったものです。男女共同参画室から支援という形を追加してもらっただけで、推進事例のところは、これで満足しています。

【加藤(春)委員】 バランスは考える必要ないということですよね。

【伊藤委員】 バランスは、これでとれていると思います。

【加藤(春)委員】 はい。わかりました。

【中澤委員】 私、2回欠席してしまったので、確認をさせていただきたいことが1つ あるんですけれども、この計画の名称のことで、第4次男女共同参画行動計画にするとい うことなんですけれども、男女平等基本条例は平等であって、今回の計画名称は男女共同 参画ですが、その辺は議論があったのでしょうか。

【井上会長】 第4次の後の単語について、男女共同参画なのか、男女平等なのかと、 どこにポイントがあってこの表現なのかをもう1回確認しようということですね。

【中澤委員】 前回の審議会で名称について議論されていて、前は単なる第3次行動計画で、何の計画かわからないから、キャッチフレーズを入れるということではあろうかと思いましたが、今回は計画名称に入れるのならば、男女共同参画なのか、平等なのかは大事な問題かなと思います。

【井上会長】 私が男女共同参画でと申し上げていますね。

【中澤委員】 条例は男女平等基本条例というタイトルで、計画の文章の中でも平等と 共同参画がまじって出ていて、男女共同参画社会基本法ができたときに平等なのか、男女 共同参画なのかという議論もあって、この計画の名称をどうするかというのは、今後の言 葉の使い方にもかかわってくるかなと思いましたので、改めて確認していただければと思 います。3ページにも男女平等社会と男女共同参画の説明が書かれているんですけれど も、名称は大事かなと思いました。

【井上会長】 根拠になる条例ではどうなっていますか。

【事務局(松井)】 男女平等基本条例第10条第1項ですが、「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画」と記載されており、位置づけがされております。したがいまして、事務局案としては、男女共同参画行動計画という名称で提案させていただいております。

【中澤委員】 国の基本法の名称も男女共同参画社会基本法となっていますね。条例でも男女共同参画と書かれているんですね。

【事務局(松井)】 中澤委員からご指摘のとおり、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定された市町村計画も同じような名称で入っておりますので、男女共同参画という名称を今回採用させていただいております。

【伊藤委員】 東京都の条例は、男女平等参画基本条例ということで、平等を使っているんです。

【井上会長】 きっとどちらでも問題はないんだと思います。東京都はあえて平等という言葉を使おうというのでしたんだと思うんですね。

【伊藤委員】 小金井市としてはどちらの趣旨なのでしょうか。

【中澤委員】 個人の思いとしては、共同参画がそもそも妥協の産物の言葉なので、男女平等で行けるのであれば、それで行きたいと思います。しかし、混乱をさせないという意味で、男女共同参画の方が自然であるならば、それで結構です。ただ、男女平等という言葉を使わないということではなくて、それは文脈に応じて使うとして、確認しておきたいかなと思います。

【井上会長】 事務局では、男女平等という計画名称にしても問題ないですか。

【事務局(松井)】 男女平等という言葉を引用する根拠をどう考えるかという点で、 男女共同参画という言葉を使うということであれば、条例が根拠になっているととらえて おります。

【中澤委員】 条例の名称は男女平等基本条例であるというところもあるのですが、いかがでしょうか。

【事務局(松井)】 条例の名称は確かに男女平等基本条例なのですが、その中の条文として、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画という表現でこの計画が位置づけされているので、この名称を提案させていただいているということで

す。

【中澤委員】 それはわかるんですけど、平等がだめだという理由でもなくて、第3次 行動計画も男女平等プランという名称ですから、こちらで議論をしておきたいと思います が。

【佐藤副会長】 男女平等基本条例を制定したとき、男女共同参画を使うか、男女平等を使うか、議論があったと思うんですね。先ほど中澤委員からもありましたけれども、男女共同参画は妥協の産物だと言っていらした先輩たちの顔が非常に浮かぶんです。私は男女平等というほうがちょっと抵抗感が強い、ジェンダーみたいな感じで、バッククラッシュ的な、パッシング的な感じで、まだ男女共同参画のほうが受け入れる人が多いであろうと思っています。個人的には、男女平等行動計画のほうがいいかなという気持ちもありますが、3ページにしっかり男女平等と男女共同参画のことを記載した文面があるので、男女共同参画とした名称の方が受け入れる人が多いのであれば、そこは妥協してもいいかなと思います。名称は妥協しても、受け手に受け入れやすいほうがいいというふうに思います。

【中澤委員】 用語の説明で、男女平等社会を実現するための男女共同参画の施策の推進であるというふうに書かれているので、佐藤副会長のおっしゃる平等ではなくて、共同参画だという趣旨ではないということはわかります。

【加藤(春)委員】 男性も含めた、特に職員の方にきちっと受け入れていただけるということが大事なので、事務局の男性職員はいかがですか。

【事務局(高橋課長)】 この4月から企画政策課長ということで、市民団体のこがねい女性ネットワークの総会などにも参加させていただいたり、この審議会の場に出させていただいて、いろいろな考え方があって、男女平等と言っている方と男女共同と言っている方と混在するなというのが実は気になっていました。私の世代であれば、男女平等というよりは男女共同参画といったほうがしっくりくるなと感じます。歴史的なバックボーンがありますので、男女平等という言葉が出てこないとスポイルされてしまうんだという話であれば、あえて男女平等という言葉を使ってもいいのかなとも思いますけれども、現代的な感覚としては、男女共同参画のほうがしっくりきます。説明の文面もあって、それでよろしいということであれば、佐藤副会長は妥協の産物とおっしゃっていましたけれども、そういう整理の仕方もあるのかなというふうに思います。

【井上会長】 確認ですけれども、第3次行動計画は、庁内の中はどんな名称として、

認識がされているんでしょうか。

【事務局(松井)】 庁内では、「第3次行動計画 個性が輝く小金井男女平等プラン」の名称が長いということもあり、男女共同参画室の計画といった感覚でとらえている職員が多いと思います。今回ご提案の際は、計画名称にどのような形容詞がつくかということも不確定でございましたので、事務方として男女共同参画を推進する計画ということがわかりやすいという名称で、仮の名称としてつけさせていただき、前回の審議会でこの名称を良しとするというご承認をいただいたということです。

【加藤(春)委員】 私が国の歴史的な流れも学習してきて思うのは、男女平等があって、それをより受け入れやすい形で男女共同参画となった歴史があるということです。単なる妥協の産物ということではないと思いますので、両方入れられたら一番いいと思います。他の市町村で、男女平等共同参画というふうに言っているところがあるんじゃないかという話がありましたけれど、私はそれでいいんじゃないかと思います。男女平等あっての共同参画があります。先輩方が共同参画に対して否定的なお話しをするときに、私は必ずしもそれに同調はしなかったわけです。やはり共同でコミットメントしていくことが平等であって、一緒に決定事項に参画していくことで初めて平等というのが実現していくんだと思います。同時に、男性の働き方なんかも大事で、ワーク・ライフ・バランスの兆しが出てきたわけですから、意味がない言葉ではないわけです。歴史的な発展として、男女平等を踏まえて共同参画があったわけだから、男女平等共同参画と言ってもまったくおかしくないと私は考えますが、いかがでしょうか。

【中澤委員】 平等と共同、並んで使用している例はありますか。

【加藤(春)委員】 私は、自分で書くときはなるべく交互に書くか、「男女平等・共同参画」というふうに表現して、それを伝えたいというふうに思ってきましたけど、「・」が入るということは一般的にはありますかね。

【中澤委員】 自分から言っておいてなんなんですけれども、これからパブリックコメントが出るので、市民の方のご意見も伺うということで、皆さんのご意見では、男女平等は捨てたくはないけれども、共同参画を使うことのメリットもあるということですから、ご提案の共同参画でいって、パブリックコメント後に最終決定のほうがいいかなと思いました。

【加藤(春)委員】 男性の意見も大事ですが、本日ご出席の男性委員はどのようにお 考えですか。 【佐野委員】 男女平等行動計画でも、男女共同参画行動計画でも、僕が受けとめる印象はどちらも同じです。余り歴史的な経緯を知らない分、フラットに見れているんだと思います。僕の世代では、共働きで家事、子育ても両方やって当たり前、そうしないと生きていけないという世代です。そのような立場から言うと、既に男女平等になってきているというふうに僕は考えています。ただ、男女で賃金が違うなど、実態として差別があったりするならば、是正していかなければいけないので、行動計画にはしっかりと書かれるべきだと思うんですけれども、表現が男女平等、男女共同参画と違うだけで何か受け取り方が変わるということは僕個人としてはありません。

【井上会長】 参考までに、「男女平等・共同参画」だと分かりづらいですかね。

【加藤(由)委員】 私は中澤委員おっしゃったように、市民の方に聞いてという意見でよろしいかと思うんですが、個人的にはやはり平等というのは抜かしたくないという思いがあります。職員のアンケート、市民アンケートでも、やはり男の方は今も男女平等だという方が圧倒的、5割超えていると思うんですが、女性は逆なんですよね。第3次行動計画では平等プランとぱっと見てわかるんですけれども、これだけ見たときにわかるんだろうかというのが率直なところです。

【井上会長】 やはり男女平等という言葉を大事にしている人たちからすれば、平等を 抜きにした共同参画にならないかということはよく言われてきていることなので、そうい う意味では平等を含んだ共同参画というのは本当に大事なことですが、いかがでしょう か。

【中澤委員】 あるいは逆に平等参画にしておいて、市民のご意見をもらうほうがいいかもしれないですけど。

【加藤(由)委員】 個人的にはそのほうがいいかなと思います。

【加藤(春)委員】 私は平等参画にした場合の1つのイメージとして、例えばこの委員会も男性委員が少な過ぎるということがありますよね。歴史的に関心を持ってきた人は女性が多いんだとしたら、何でも平等に一緒にしましょうといった方向にはしたくないんです。さっき私が言った男女平等・共同参画に関しても、改めて考えてみれば、ちょっとその懸念を感じるんですね。平等という言葉が共同や参画と一緒にしたときの受け取る側のニュアンスがありますよね。もう少し慎重にする必要があるのではないでしょうか。

【佐藤副会長】 私は、平等を使うんだったら、参画は入れないで、男女平等行動計画 とするべきだと思います。逆に平等参画という言葉は個人的に強い違和感があるので、平 等にするか、共同参画にするか、どちらかがいいと思います。

【事務局(松井)】 10ページの基本理念、あわせて11ページの基本目標の表現について、行動計画の名称とあわせて前回ご検討いただきましたので、これらとの整合ということも審議会として確認をお願いしたいと思います。10ページの基本理念について、「人権尊重とワーク・ライフ・バランスを軸とする男女共同参画の実現をめざして」という表現で前回審議会で決定した際に、11ページの基本目標4つに、それぞれ重要なキーワードが入るのが好ましいというような方向性をお示しいただき、文言の修正をしていただきました。これらを受けて、計画の名称を決めていただいた経過があります。したがいまして、計画名称を変更するということであれば、基本理念や基本目標との整合がつくのかどうかということもご検討いただければと思います。

【加藤(春)委員】 私も法を根拠にしてやっているのだということをはっきり打ち出すことが大事だということを経験から申し上げてきましたので、平等に戻すということは、法的根拠を弱めてしまう可能性があると思います。どう受け取られるかというイメージの問題だけではないロスが起こり得るということは感じております。

【井上会長】 公表する名称をどうするかというところですが。

【中澤委員】 平等という問題意識をどう表現していくかというところはあると思うんですが、事務局のご提案の男女共同参画という名称で、審議会の議論としては了としたわけですから、パブリックコメントはこれでいくということでよろしいかなと思います。

【井上会長】 男女共同参画行動計画でよろしいですか。

【中澤委員】 平等と共同参画の議論をするにはちょっと時間がなさ過ぎると思います。歴史的な議論にも発展するようですし。審議はこれで進んでいますので、了としたいと思います。3ページにも、男女平等社会を目指すための共同参画であるというふうにきちっと位置づけていただいているので、平等を大事にするという点では説明が付くと思います。

【加藤(春)委員】 3ページの男女平等社会と男女共同参画の用語説明の部分は、非常によく考えて書いていただいていると思います。コラム的な位置づけから、理念のページに持っていくことも考えられるのではないかと思いますが、コラムの方が読んでもらえるということはあるかもしれないですので、なかなかすっきりは説明できないんですよね。

【井上会長】 例えば2ページの計画策定の趣旨の説明のところで、男女平等と男女共

同参画、こういうふうな位置づけで取り組んできましたというような形もあるかもしれません。いずれにしても、公表する素案としましては、第4次男女共同参画行動計画という名称で発表し、そして、市民の方々のご意見があれば、次回の審議会で最終確認をさせていただくということでよろしいでしょうか。

それ以外のところはよろしいですか。

【中澤委員】 細かいことなんですけれども、31ページの上の(1)のリード文ですけれども、ちょっとわかりにくくて、「子育てや介護等が」の「が」が、主語と述語の引き受けがちょっとわかりにくい。代案がちょっと思い浮かばなかったんですけど、少し表現を工夫していただけるとありがたい。「子育てや介護等が」、「地域活動との調和が図られる」というふうに受けることになっているので、主語と述語の対応が少し変かなと思いました。

33ページの4なんですけれども、(1)の見出しの後、「妊娠・出産期にある女性の母性保護」とありますが、母性保護と言うと、母性本能みたいな印象で受け取られますので、これは母体保護のほうがいいのかなと思います。

それから、その次の行の「互いの性への理解」のところは、代案が思いつかなかったんですが、性差医療ですとか、お互いの体の身体的な生理学的なことをちゃんと知るという意味ではそうなんですけど、異性は違うんだという、性別は違うという、過度な評価にもつながりやすい、性教育の文脈だとつながりやすいので若干ひっかかりました。代案がないので、思いついたら提案しますが、ちょっとひっかかっているということを申し添えたいと思いました。

それから、4については、性と生殖に関する知識、情報提供とあるんですけれども、性 教育という言葉が一切ないので、どこかに一言、性教育という用語があると、性教育と言 われたものはここに入るんだなとわかるなと思いました。

【井上会長】 性教育については、以前の審議会でも出ました。34ページの(2)の表の一番下、「性的な発達への適応などの健康安全教育」というのがあり、行政用語としてはこれで表現するとのことです。

【中澤委員】 性教育という言葉を使用しにくいということなのかもしれないんですけれども、個人的にはどこかリードの文章で、例として用語が欲しいという感想です。

それから、先ほどの井上会長の補足にありましたところなんですけれども、具体的施策として、2「健康に関する学習・啓発の充実」という施策のくくりなんですけれども、広

く健康ということではあると思うんですが、内容はエイズ対策であるとか、思春期保健などで、「性と健康に関する」というのではいかがかなと思いました。

それから、37ページの(2)のリード文も代案がまだ考えられていないんですけれども、こちらも性教育にかかわるところ、内容を言いかえているところなのですが、「命の大切さや他人を思いやる心を養う教育」なんですが、人権尊重というのは前に出ているので、他者を尊重するとかは、少しくどいのかなと思います。何か優しさとか、思いやり、生命尊重もそうなんですけれども、美辞麗句的なものは不要ではないかと。これもパブリックコメントの期間があるので、自分の意見がまとまったらご提案してもよいですか。

それから、43ページの(1)のリード文で、2行目なんですが、「多様な考え方が取り入られるよう」のところに、ニーズが反映されるというような文言を加えていただきたいと思いました。

最後、46ページの(2)、これはご苦労して書かれているんだろうとは思うんですけれども、このリード文の最後、「仕組みづくりについて研究を進めます」とあるんですけれども、「研究、検討を進める」の方がいいかなと思いました。仕組みづくりを推進しますとは言い切れないので、研究なのかなとは思ったんですが、研究では少し弱いかなと思いました。

【井上会長】 ありがとうございます。31ページの文章上の主語と述語の問題は直して、パブコメ案に反映するということにしたいですが、あとの部分はどうですか。今ここで確認して直してパブコメに間に合うのかという問題があります。

【中澤委員】 パブコメの前が難しければ、その後で検討できますか。

【井上会長】 パブコメ前に検討するべきですので、現時点で時間的な問題もあり、どうやって検討するのがいいでしょうか。

【事務局(松井)】 現時点で内容について改めて検討が必要となりますと、このタイミングではパブリックコメントの時期をずらさざるを得ないところかと思います。31ページのてにをはに関しては、精査して直させていただきたいと思います。

33ページの母性保護という用語については、担当課に確認して、修正の必要があれば修正します。

性教育という表現は、行政では使っておりませんで、運用として性に関する学習であるとか、ここに書かれている健康安全教育という表現を採用しておりますので、計画としてはこのような名称でご提案させていただきますので、ご了承いただければと思います。

【中澤委員】 私が先ほど提案した性と健康に関する学習ということではいかがですか。

【井上会長】 34ページの具体的施策2、性と健康に関する学習については、行政と してはどうですか。

【事務局(松井)】 性に関する学習という用語は、学校教育の中で任意に使っている表現で、正式な表現としては、健康安全教育という表現とのことです。学習指導要領にのっとった表現を引用しております。

【中澤委員】 先ほど性と健康に関する学習については、学校教育もありますけれど も、健康課がやっている事業もあって、パブコメ後で結構ですので、審議会で確認したい と思います。

【事務局(松井)】 パブリックコメントの位置づけを改めてお話しさせていただきたいんですが、男女平等推進審議会の成案として公表するというのがパブリックコメントです。したがって、パブリックコメント後に修正する内容というのは、パブリックコメントで寄せられた意見に対して、審議会がどう考えるか、修正をするべきかどうかということを検討し、判断して、修正する必要があれば、その点を修正して答申案に盛り込んでいくというのがパブリックコメントの趣旨です。公表後に、審議会の意向で内容を変更することは想定されておりません。

【加藤(春)委員】 細かい文言で気になることは、どなたもあると思います。あとは会長、副会長含めて事務局にお任せするということでいいかと思いますが、意見を提案する機会は設けていただけるんでしょうか。

【井上会長】 部内での調整が必要なものや内容の修正は無理だと思うんですけれど も、てにをはとか、いろいろなミスはあり得ますからね。

【事務局(松井)】 本日の審議後に、てにをはについては、精査して、正副会長とご相談して修正すべきところは修正します。内容に関する文言については、審議会の委員の総意をもって公表するパブリックコメント案をお願いしたいと思っております。

【加藤(由)委員】 先ほど中澤委員がおっしゃった34ページの具体的施策2の健康に関する学習・啓発の充実に「性」という言葉を加えることと、43ページの(1)のリード文の多様な考え方に「ニーズ」という言葉を加えること、この2点は賛成です。

【井上会長】 34ページの性と健康に関する「性」を入れるのは、いかがですか。

【事務局(松井)】 主要事業のところをどうのということであれば庁内の関係各課に

調整する必要がありますし、行政で使っている用語の確認が必要であれば、お時間をいた だく必要がございますけれども、具体的な施策の名称は、考え方としてどうとらえていく かということでございますので、審議会としてのお考えをまとめていただければと思いま す。

【井上会長】 それでは、確認させていただきます。

34ページ、(2)の2、具体的な施策で、「健康に関する学習・啓発の充実」とありますが、「性と健康に関する学習・啓発の充実」などの表現にしたらどうかということです。内容を見ても、性の問題も入っていますし、そのほうがわかりやすいということですが、いかがでしょうか。よろしいですか。では、「性と健康に関する学習・啓発の充実」に修正ということでお願いします。

43ページ、(1)の2行目で「多様な考え方が取り入れられるよう」ですが、ニーズ という言葉の追加はいかがでしょうか。

【伊藤委員】 ニーズという言葉が私たちはわかりやすいんですけれども、必要というほうが一般的ではないでしょうか。「多様な必要性が反映されたり、考え方が取り入れられるよう」というのはいかがですか。

【佐藤副会長】 逆にニーズのほうがわかりやすくないですか。

【伊藤委員】 ニーズという言葉が一般的かどうかですね。私はいいと思います。社会 福祉でも、ニーズに対して支援とかという言い方をしますしね。

42ページの●印3つ目の4行目は「男女双方の参画を促す必要性が高いといえます」と書いてありますが、この部分は、さっきおっしゃったニーズと同じことで統一したほうがいいのではないでしょうか。

【中澤委員】 ここの必要性とニーズとちょっと違うじゃないですか。

【佐野委員】 必要性が取り入られるというと、必要性って何のことかなということになってしまうので、多様なニーズというと、いろいろな要望があってということが伝わりやすいので、ニーズで結構だと思います。

【井上会長】 「多様なニーズや考え方が」でいいでしょうか。

【佐野委員】 両方入れますか。

【伊藤委員】 大丈夫だと思います。

【中澤委員】 そのほか、私の発言で代案のないところは、現時点で提案するべきタイミングではないと思いますので結構です。

【井上会長】 今のところを確認させていただきますが、「多様なニーズや考え方が取り入れられる」ということでよろしいですね。

【中澤委員】 46ページの(2)のリード文の「研究を進めます」はいかがでしょうか。せめて「検討します」ぐらいにはならないでしょうか。

【井上会長】 今もやっているんでしょうから、「推進します」でもいいぐらいの気が しますが、事務局はいかがでしょうか。

【事務局(松井)】 男女共同参画室を中心としたネットワークは現存しています、これを総合的にどう形づくっていくか、あるべき姿を、考え方として構築していくというのはこれからの課題と受けとめています。国と他の自治体との連携、情報共有であったり、 庁内との調整であったりについては、既にあるから推進だということもありますが、今後は、仕組みづくりという、新しい考え方を構築する時期なのかなと考えております。

【加藤(由)委員】 研究しますというと、大分先の話と受け取れると思うんですね。 むしろなくして、「仕組みづくりを進めます」だけでいいように思います。

【井上会長】 今、事務局が言ってくださったような仕組みづくり自体をもっと構築するように努力するというなら、仕組みづくりの部分に「新たな」とか形容詞をつけた方が、もっとチャレンジするのかなというように見えるかもしれないですね。

【中澤委員】 ここのリード文が具体的な施策、主要事業の前の何をするかを書いてあるところなので、すごく大事だなと思っています。仕組みづくりに「新たな」を入れて、それでよしとするのか、できれば調査、研究だけではなくて、もう少しやってほしいみたいなところをこちらで入れるかどうかだと思います。

【井上会長】 これは4年間でどこまでという意味も含めてで、研究をして、少しでもアウトラインをつくって動き出すということならば「進めます」でもおかしくないと思うし、それとも4年間で研究するんだというところなら、「研究」かもしれないし、どうしましょうか。

【佐藤副会長】 来年度は、計画に対する評価のやり方自体を根本的に変える検討をしたいと考えていますが、「仕組みづくりを進めます」でいいのではないでしょうか。

【井上会長】 「仕組みづくりを進めます」に変更したいと思います。ほかにございますか。

【加藤(春)委員】 12、13ページの施策の体系についてですが、基本目標 I の1 人権尊重・男女平等意識の普及・浸透の主要施策に「人権・男女平等の意識改革の推 進」、「男女共同参画の基盤となる人権尊重」とありますが、もっといい書き方がないかなと思います。

それから、基本目標Ⅲのところの4「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進」の主要施策に「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等対策の推進」とありますね。てにをはがおかしいのがあるということなんですね。

「虐待等対策」は「対する」、「関する」とか入らなくてもいいんですか。

【佐藤副会長】 右側の主要施策は、そのまま本文中に載っている形ですよね。

【中澤委員】 「虐待等への対策の推進」はどうですか。

【加藤(春)委員】 そうすると、かなり施策の方向に書かれている内容に近くなっちゃうんですよね。ここはちょっと練られていないと思うんですが、いかがいたしましょう。

【井上会長】 事務局の説明によると、パブコメ等々で市民から指摘がないのに、その 後審議会で変えるのはいけないということですよね。

【事務局(松井)】 今回はパブリックコメント案の確認をお願いしておりますが、パブリックコメント後では、市民からご指摘いただいた意見について検討し、答申案をまとめていくという流れになると思います。

【井上会長】 ですので、修正するなら今やらなきゃと思うのですが、いかがでしょうか。

【佐藤副会長】 全部推進とか入れていきますか。

【井上会長】 施策の方向と似てしまいますね。

【佐藤副会長】 似ること自体は問題はないと思いますけれども、確かにわかりにくい。

【中澤委員】 主要施策を変えるわけではなくて、それこそ、てにをはではないですけ ど、わかりやすく整理するということでいいのではないでしょうか。

【井上会長】 基本目標 I の1 (2) のところは「男女共同参画の基盤となる人権の尊重」、2 (1) (2) は両方とも教育の後に「の推進」と付け加えるということでよいかと思います。

あとはどうですか。

【中澤委員】 基本目標Ⅲの4(1)のところはどうしましょうか。

【井上会長】 「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進」

でいかがでしょうか。

【事務局(松井)】 確認いたします。基本目標 I、施策の方向の 1 「人権尊重・男女平等意識の普及・浸透」の主要施策として(2)に当たるところ、「男女共同参画の基盤となる人権の尊重」、同じく施策の方向の 2 「男女共同参画を推進する教育・学習の推進」の(1)「教育の場における男女平等教育の推進」、(2)「生涯を通じた男女平等教育の推進」。基本目標Ⅲ、施策の方向の 4 「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への適切な対応の推進」の主要施策を「ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、虐待等への対策の推進」に変更するということでよろしいでしょうか。

【伊藤委員】 基本目標Ⅲの4ですが、施策の方向性は「対応」で、主要施策は「対策」になっているんですけど、それはいいんですか。

【井上会長】 「対応の推進」は表現として変ですね。「適切な対応と対策」でいかがですか。よろしいですね。

はい。最後までいろいろと皆さんで考えることができました。ありがとうございます。 もう1つ、パブリックコメントの実施方法と市民懇談会について確認しなければいけない ので、事務局からご説明をお願いします。

【事務局(松井)】 本日お配りしております資料2についてご説明させていただきます。

パブリックコメント実施の際の補足資料としてご用意させていただいております。資料2の1ページ目の上段については、計画策定及びパブリックコメントの実施に関する簡易な説明を市民向けにという形でご用意させていただいております。1ページの中ごろより後半につきましては、計画素案の中からそのまま引用した文章です。具体的には、素案総論の2ページから4ページと、10ページから13ページから引用しております。計画素案と異なる内容、新たな記述は一切追加しておりませんので、申し添えます。

資料3についてご説明いたします。記載されている内容のご説明については、読み上げについては省略させていただきますが、パブリックコメントは、市民参加条例第15条及び市民参加条例施行規則第17条にのっとって実施いたします。本来、市が行うのがパブリックコメントでございますが、計画の策定段階の原案について、市の附属機関が実施することも可能でございまして、今回、実施主体は計画について諮問を受けている市の附属機関である男女平等推進審議会という前提で実施いたします。事務的には企画政策課男女共同参画室のほうですべて取り扱いさせていただきます。市民を対象といたしますが、市

内在住の方のほか、市内在勤、在学、市内に事務局、事務所を有する法人、団体も対象に 含むのがパブリックコメントの慣例でございますので、同じように取り扱いをさせていた だきたいと思っております。

実施期間は、市民参加条例で1カ月以上と規定されております。概ね1カ月行うのが慣例でございますので、同じように実施させていただきたいと思います。通常、周知効果の観点から、市報発行日に合わせてスタートすることが多いため、市報11月15日号発行のタイミングと合わせて11月15日から開始日とさせていただきたいと思っております。パブリックコメントに関する配布資料としては、計画素案、資料2のパブリックコメント説明資料、そのほか実施要領。実施要領には、この計画素案の趣旨、パブリックコメントの対象者、提出の時期、期間、結果の公表に関する説明、資料の配布場所、提出方法などについて記載する予定になっております。このほか、意見記入用紙をご用意させていただくことになっております。意見記入用紙には、住所氏名を記載していただきます。パブリックコメントの対象は規定されておりますので、匿名は不可という形で実施させていただきます。

続きまして、市民懇談会についてご説明させていただきます。男女平等推進審議会主催という形でご用意させていただきたいと思います。開催趣旨は、パブリックコメントに付す素案についての説明や周知を主とし、素案に対するご意見は、パブリックコメントの意見用紙に記入していただくことが前提となります。パブリックコメント後の計画策定に関する予定についてご説明いたしますが、今回は第7回審議会でございますが、第8回審議会は、パブリックコメント期間終了後に開催し、パブリックコメントで寄せられた意見の検討をお願いしたいと思っております。修正すべき点があれば反映して、答申という形にまとめていただき、第9回の審議会で市長へ答申書の提出という運びになります。審議会の計画策定に関する役割についてはここで終るということになっております。その後、市においては、答申の内容を再検証し、計画の内容を再検討し、内部の手続後、3月末までに計画策定をし、冊子として公表するという運びを考えております。

以上です。

【井上会長】 ありがとうございました。まず、1のパブリックコメントに関して何かありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

そうしましたら、2の市民懇談会です。11月25日、午後2時半から4時までです。 主催はこの審議会ですので、基本的には委員の方々全員ご参加いただきたいと思いますの で、よろしくお願いいたします。裏側にもタイムテーブル(案)の続きがありますが、何かありますでしょうか。

委員の集合時間はどうしますか。

【事務局(松井)】 2時半から開会になります。委員は15分ぐらい前までにはお越 しください。正副会長についてはもう少し早くお願いするかと思います。

【井上会長】 どうぞよろしくお願いいたします。

それから、市民懇談会やパブリックコメントについてのチラシはできるんですか。

【事務局(松井)】 今、作成の準備をしております。配布にご協力いただけるのであれば、委員の皆様にもお渡ししたいと思っております。いずれにしても、市民懇談会の通知を会長名でお送りする予定ですので、そのような方法で準備したいと思います。

【井上会長】 委員の皆さんも積極的に広報にご協力いただければと思います。よろしくお願いします。

あとはよろしいでしょうか。では本日は、これで終了にしたいと思います。 長い時間となりましたが、どうもお疲れ様でした。

— 了 —